

第 19 回知的財産管理技能検定 3 級 解答と解説

【学科試験】

問 1

「同一の発明について同日に二以上の特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定めた一の特許出願人のみはその発明について特許を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その発明について特許を受けることができない。」と規定されています（特 39 条 2 項）。よって、ウが適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-6 参照

問 2

「審査官は、政令で定める期間内に商標登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、商標登録をすべき旨の査定をしなければならない。」と規定されています（商 16 条）よって、アは適切。

商標登録出願があつたときは、出願公開がなされます（商 12 条の 2）。よって、イは不適切。なお、特許法では、「特許出願の日から 1 年 6 月を経過したときは、」と規定されていますが（特 64 条）、商標法では「商標登録出願があつたとき」とされ、公開までの時期は法律上定められておりません。

商標法に出願審査請求制度は採用されておらず、出願されると自動的に審査が開始されます。よって、ウは不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 4-4 参照

問 3

アとウは問題文の通りで適切。

国際公開は、国際事務局が行います（PCT21 条）。よって、イは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 5-3 参照

問 4

いくら授業の中で使用する場合でも、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は、著作権者の承諾が必要となります（著 35 条 1 項ただし書）。よって、アは不適切。

インターネット上に違法にアップロードされたものと知りながらのダウンロードは、私的使用であっても許されません（著 30 条 1 項 3 号）。よって、イは適切。

一般的に、批判目的での引用は「正当な引用」と考えられ、著作権者の承諾は不要です。よって、ウは不適切。ただし、批判に必要な範囲を超えて引用しているような場合は、「引用の目的上正当な範囲」といえず、著作権者の承諾が必要となる場合もあります(著32条)。

イとウの問題文の条件に曖昧な部分があるので、イとウで迷った方も多いと思いますが、原則を考えるとイが最も適切と判断できます。

【解答 イ】 ※合格教本 6-12、6-13、6-14 参照

問 5

商品について使用するもののみならず、役務について使用するものも商標登録の対象とされています(商2条1項2号)。よって、アは不適切。

イは、問題文記載の通りで適切(商3条1項4号)。

ウのような商標は、商標登録を受けることができません(商4条1項18号)。このような商標に商標登録を認めると、商標権は更新によって半永久的に権利を維持することが可能なので、事実上その機能を半永久的に独占することとなり、自由競争を不当に害するおそれがあるためです。

【解答 イ】 ※合格教本 4-1、4-2 参照

問 6

品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似する商標を、その品種の種苗について商標登録を受けることはできません(商4条1項14号)。また、育成権者であれば商標登録できるといった例外規定も存在しません。よって、アは不適切。

育成者権の効力は、登録品種の種苗を利用する行為のみならず、その収穫物を利用する行為にも及びます。それゆえ、権利の制限規定において、一定の行為に由来する収穫物の利用には育成者権の効力が及ばない旨規定されています(種21条1項4号)。よって、イは不適切。

ウは、問題文記載の通りで適切(種21条2項)。

【解答 ウ】 ※合格教本 8-1、p266 コラム参照

問 7

他人の商品の形態(当該商品の機能を確保するために不可欠な形状を除く。)を模倣した商品を譲渡等する行為は、不正競争行為とされているので(不2条1項3号)、例えば、物品非類似で意匠権の効力が及ばない場合でも、その模倣品を譲渡等すれば、不正競争行為に該当する場合があります。よって、アは適切。

商品や役務、更にはその広告等に、品質を誤認させるような表示をして譲渡等する行為は、不正競争行為とされています（不2条1項13号）。よって、イは不適切。

ドメイン名を使用する行為のみならず、取得、保有といった行為も不正競争行為とされています（不2条1項12号）。よって、ウは適切。

【解答 イ】 ※合格教本 7-1、7-2、7-4 参照

問 8

アは、問題文記載の通りで適切（著124条）。行為者（法人の従業者等）のみならず法人にも罰則を与えるこのような規定を「両罰規定」といいます。特許法等も同様に規定されています（特201条）。

表現上の本質的な特徴が全く別のものとなっていれば、それは全く別の著作物です（二次的著作物でもありません。）。なお、他人の著作物を参考にする事自体は問題となりません。よって、イは不適切。

著作権は、偶然の結果として酷似した著作物となったような場合には、その効力が及ばない「相対的な独占権」です。よって、ウは適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-1、6-22、演習問題 6 の問 12 解説参照

問 9

アは、問題文記載の通りで正しい（独3条）。

イは、問題文記載の通りで正しい（独2条6項）。

独占禁止法の運用は、経済産業省ではなく公正取引委員会が行います（独27条の2）。よって、ウは不適切。

【解答 ウ】 合格教本 9-1 参照

問 10

『願書には、明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。』と規定されています（特36条2項）。よって、アが最も適切。

なお、「図面の簡単な説明」は、明細書中に記載する項目で、どのような図面を添付したのかを説明します（例：【図1】本発明の実施形態の一例を示した〇〇〇の正面図である。）。また、意見書は、拒絶理由が通知された場合に、審査官（審判官）に対して自己の意見を述べるための書面です。

【解答 ア】 合格教本 1-8、1-12 参照

問 11

著作権は、複製権（著 21 条）や公衆送信権（著 23 条）といった「支分権」の束として構成されており、一部のみを譲渡することも可能です。よって、アは不適切。

共同著作物といえども、更に同意を得たとしても、著作者人格権を譲渡することは認められていません（著 59 条）。よって、イは不適切。

著作権の登録は、第三者対抗要件であって、効力発生要件ではありません。よって、ウは適切。

【解答 ウ】 合格教本 6-8、6-18 参照

問 12

アは、問題文記載の通りで適切（商 44 条 1 項）。

商標登録無効審判が請求されているに過ぎない場合、未だ商標権は存在しているので、並行して不正使用取消審判を請求することは可能です。但し、商標登録無効審判によって商標権が無効とされ、商標権そのものが存在しなくなった後は、取り消す対象がなくなるので、不正使用取消審判を請求することはできなくなります。よって、イは適切。

不使用取消審判は、「何人も」請求可能です（商 50 条）。よって、ウは不適切

【解答 ウ】 合格教本 4-4、4-7 参照

問 13

時事の報道であったとしても、その記事に、思想又は感情が創作的に表現されていれば、著作物たり得ます（著 2 条 1 項 1 号）。よって、アは適切。

判決は権利の目的となりません（著 13 条 3 号）。同様に、地方公共団体の機関等が作成した判決の翻訳物も権利も目的となりません（著 13 条 4 号）。しかしながら、私人による翻訳物の場合は権利の目的となり得ます。よって、イは不適切。

データベースの著作物として保護されるのは、「その情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するもの」と規定されています（著 12 条の 2 第 1 項）。よって、ウは不適切。

【解答 ア】 合格教本 6-2、6-4、6-7 参照

問 14

アは、問題文記載の通りで適切（商 30 条 4 項で準用する特 98 条 2 号）。

通常使用権は、登録しなければ第三者に対抗することができません（商 31 条 4 項）。よって、イは不適切。

ウは、問題文記載の通りで適切（商 39 条で準用する特 106 条）。

【解答 イ】 合格教本 1-15 参照

問 15

頒布権（著 26 条）は、映画の著作物にのみ認められている権利です。よって、アが最も適切。

【解答 ア】 合格教本 6-9、6-10、6-20 参照

問 16

口約束であっても、意思表示（申込と承諾）が合致していれば契約は有効です。しかしながらその意思表示に瑕疵がある場合（例えば、脅迫されて仕方なく申込や承諾を行ったような場合）には、そのような契約は無効となります。よって、アは不適切。

代表取締役以外であっても、その会社を代表する権限（代表権）を有する者であれば、契約は有効です。会社法第 349 条 1 項には「取締役は、株式会社を代表する。ただし、他に代表取締役その他株式会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。」と規定されています。よって、イは不適切。

民法 414 条 1 項には「債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、その強制履行を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。」と規定されています。よって、ウは適切。

【解答 ウ】 合格教本演習問題 4 問 16 の解説参照

問 17

「二次的著作物の原著物の著作権者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作権者が有するものと同一の種類の権利を専有する。」ので（著 28 条）、二次的著作物の利用に際しては、原著物の著作権者の承諾が必要となります。よって、アは適切。

二次的著作物の内容によっては、同一性保持権を侵害する可能性があります。例えば、ハッピーエンドの小説を映画化するにあたって、アンハッピーエンドのストーリーに変更したようなケースが該当すると考えられます。よって、イは不適切。

二次的著作物は、原著物と別の著作物ですから、存続期間は個別に判断されます。原著物に連動するような規定も存在しません。よって、ウは不適切。

【解答 ア】 合格教本 6-4、6-8、6-11、6-19 参照

問 18

アは、問題文記載の通りで適切（意 14 条）。

意匠法には、特許や商標のような出願公開制度は存在しません。審査をパスして設定登録された場合に初めて、意匠公報に掲載されます。よって、イは不適切。

第 1 年分の登録料の納付があったときは、意匠権の設定の登録がされます（意 20 条 2 項）。更に、その設定の登録があったときは、所定の事項が意匠公報に掲載されます（意 20 条 3 項）。よって、ウは適切。

【解答 イ】 合格教本 3-3、3-7 参照

問 19

実演家人格権は、氏名表示権（著 90 条の 2）と同一性保持権（著 90 条の 3）の二種類のみ。よって、ウが最も不適切。

【解答 ウ】 合格教本 6-21 参照

問 20

意匠法第 5 条は、以下のように規定されています。

第 5 条 次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
- 二 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠
- 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠

よって、アが最も適切。

【解答 ア】 合格教本 3-2 参照

問 21

不正競争防止法第 2 条 1 項 3 号に規定される「商品形態模倣行為」に該当する可能性があります。よって、アは適切。

不正競争防止法で保護されるために、商標登録や商号登記が要件とはされていません。よって、イは不適切。

ウのような行為は、虚偽事実陳述流布行為（不 2 条 1 項 14 号）に該当し得ます。よって、ウは不適切。

【解答 ア】 合格教本 7-2、7-4 参照

問 22

PCTの制度において「国際異議申立制度」は存在しません。よって、イが最も不適切。

【解答 イ】 合格教本 5-3 参照

問 23

アは、問題文記載の通りで適切（著 48 条）。

非営利であっても、引用の大前提として、その著作物が公表されたものである必要があります（著 32 条）。よって、イは不適切。

正当に引用されているのであれば、その複製物を譲渡により公衆に提供することも可能です。よって、ウは適切。

【解答 イ】 合格教本 6-13 参照

問 24

アは、問題文記載の通りで適切（特 66 条 2 項）。なお、例外として特許料が「免除」される場合がありますが、本問はあくまで原則が問われていると判断できます。

特許権の存続期間は、特許出願の日から 20 年です（特 67 条 1 項）。よって、イは不適切。

医薬や農薬などの分野の発明の場合、一定条件下、5 年を限度として存続期間が延長される場合があります（特 67 条 2 項）。よって、ウは適切。

【解答 イ】 合格教本 1-13 参照

問 25

コンピュータプログラムも、著作物として保護されます（著 10 条 1 項 9 号）。よって、アは不適切。

「著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。」ので（著 17 条 2 項）、登録等は必要ありません。よって、イは不適切。

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と規定されています（著 2 条 1 項 1 号）。よって、ウは適切。

【解答 ウ】 合格教本 6-1、6-2、6-3 参照

問 26

「特許出願があつたときは、何人も、その日から三年以内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることができる。」と規定されています（特 48 条の 3）。よって、イが最も適切。

【解答 イ】 合格教本 1-10 参照

問 27

商標調査業務を担う法人は、(他人の求めに応じ報酬を得て調査をすることは可能ですが) 他人の求めに応じ報酬を得て商標登録出願の代理を行うことはできません。これができるのは、弁理士及び特許業務法人に限られます。よって、ウが最も不適切。

【解答 ウ】 合格教本 10-1 参照

問 28

パリ条約の 3 大原則は、「内国民待遇」「優先権」「各国特許の独立」の 3 つです。よって、アが最も不適切。

【解答 ア】 合格教本 5-2 参照

問 29

独占禁止法 21 条には、「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。」と規定されています。よって、アが最も適切。

【解答 ア】 合格教本 9-1 参照

問 30

「産業上利用可能性」「新規性」「進歩性」は、特許要件とされています（特 29 条）。ただし、進歩性の判断は、その技術分野の通常の知識を有する者が容易に創作できるか否かで判断されます（特 29 条 2 項）。よって、イが最も不適切。

【解答 イ】 合格教本 1-3、1-4、1-6 参照

【実技試験】

問 1

理由群 I のアの記載内容の通りであるため、特許出願 P には拒絶理由がある。

【解答 × 】 合格教本 1-4 参照

問 2

特許出願前に外国で頒布された刊行物に記載された発明は特許を受けることができません（特 29 条 1 項 3 号）。その刊行物が我が国で一般に流通しているか否か、中国語で記載されているか否かは問題となりません。よって、発明 A は既に新規性を喪失しています。

【解答 ア 】 合格教本 1-4 参照

問 3

理由群 I のアの記載内容の通りであるため、特許出願 P には拒絶理由がある。

【解答 × 】 合格教本 1-4 参照

問 4

特許出願前に日本国内において公然知られた発明は特許を受けることができません（特 29 条 1 項 1 号）。学会において甲が発表したことにより、発明 A は公然知られた発明になっていると考えられます。

【解答 ア 】 合格教本 1-4 参照

問 5

理由群 II のウの記載内容の通りであるため、特許出願 P には拒絶理由がない。

【解答 ○ 】 合格教本 1-6 参照

問 6

理由群 II のウの記載内容の通り。先願の規定（特 39 条）、及び、拡大された先願の規定（特 29 条の 2）における「先願」とは、あくまで我が国において出願されたものだけが対象となっています。

【解答 ウ 】 合格教本 1-6 参照

問 7

理由群Ⅲのエの記載内容の通りであるため、発言 1 は適切。

【解答 ○ 】 合格教本 6-11 参照

問 8

一旦適法に譲渡された著作物について譲渡権は消尽します（著 26 条の 2 第 2 項 1 号）。よって、絵画 A を友人に譲っても著作権の侵害とはなりません。

【解答 エ 】 合格教本 6-11 参照

問 9

理由群Ⅲのエの記載内容の通りであるため、発言 2 は適切。

【解答 ○ 】 合格教本 6-16 参照

問 10

「美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる。」と規定されています（著 45 条 1 項）。

なお、上記規定は、「美術の著作物の原作品を街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置する場合には、適用しない」との規定もありますが（著 45 条 2 項）、友人が勤務する会社のロビーに展示するのであれば屋外ではないので、問題となりません。

【解答 エ 】 合格教本 6-16 参照

問 11

理由群Ⅲのウの記載内容の通りであるため、発言 3 は適切。

【解答 ○ 】 合格教本 6-9 参照

問 12

複製とは、「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること」であるため（著 2 条 1 項 15 号）、絵画 A を撮影した写真を印刷すれば複製権を侵害するこ

とになります。よって、甲の許諾を得る必要があります。

【解答 ア】 合格教本 6-9 参照

問 13

問題文から、商標「ABC」が、商品 a の一般名称（普通名称）として使用されはじめている状況を窺い知ることができます。一般名称化（普通名称化）してしまうと、せっかく商標権を取得しても効力が制限されてしまいますから（商 26 条 1 項 2 号）、そうならないよう早急に対策を講じる必要があります。よって、放置するとしたウは不適切となります。

一方、アに記載されているように、「ABC」を使用する場合に、それが X 社の登録商標である旨が明記されれば、商標「ABC」の一般名称化を防止することができるので、アの内容は適切です。

なお、商標登録後にその商標が一般名称化しても、それによって商標登録が無効とされることはありません。よって、イは不適切となります。

【解答 ア】 合格教本 4-6 参照

問 14

優先権の主張の基礎となった出願がどのように（たとえば拒絶査定に）なるうとも、そのことによって優先権が認められないといった不利益はパリ条約の規定に反し許されません（パリ 4 条 A (3)）。よって、アは不適切。

イは問題文記載の通りで適切。

第 1 国で公開されたとしても、優先期間内に優先権を主張すれば、そのことによって不利な取扱いを受けることはありません（パリ 4 条 B）。よって、ウは適切。

【解答 ア】 合格教本 5-2、5-3、練習問題 5 問 3 の解説参照

問 15

ベルヌ条約は「無方式主義」を規定している条約です。©マークの表示は、方式主義を許容する万国著作権条約において規定されています。よって、アは不適切。

イは、問題文記載の通りで適切。出版権は、特許法の専用実施権と同じく、設定した範囲内の複製を専有する権利です（著 80 条 1 項）。

「二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同様の権利を専有する。」ので（著 28 条）、二次的著作物を利用等するに際し、原著作物の著作者の承諾が必要になります。

す。しかしながら、二次的著作物の著作者は、あくまでもその二次的著作物の創作に関わった者であり、原著作物の著作者というだけで、二次的著作物の著作者とはなりません。

【解答 イ】 合格教本 6-1、6-4 参照

問 16

秘密意匠の請求は、意匠登録出願と同時に、又は第一年分の登録料の納付と同時に行うことができます（意 14 条）。よって、ウが最も適切。

【解答 ウ】 合格教本 3-7 参照

問 17

育成者権は、その登録品種の育成方法について、特許権を有する者がその方法により種苗を生産したり譲渡等する行為に及ばないとされています（種 21 条 1 項 2 号）。なお、特段、品種登録出願日と特許出願日の前後関係によって、その取扱いが異なるといった規定は存在しません。また、育成権者が特許権者に対して補償金を請求できる旨の規定も存在しません。

よって、ウが最も適切。

【解答 ウ】 合格教本 8-1 参照

問 18

アは、問題文記載の通りで適切。なお、創作年月日の登録ができるのは「プログラムの著作物」に限られている点に注意（著 76 条の 2）。

著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しないとされているので（著 17 条 2 項）、登録により著作権が発生するわけでも、発生したものとみなされるわけでもありません。よって、イは不適切。

損害額の推定規定（著 114 条）の適用は、著作権の登録の有無にかかわらず受けることができます。よって、ウは不適切。

【解答 ア】 合格教本 6-18 参照

問 19

早期公開を請求した場合には、優先日から 18 月より前に国際公開が行われる場合があります（PCT21 条）。よって、アは適切。

国際調査は、特段の請求をしなくとも、出願すれば自動的に行われます（PCT15 条）。よ

って、イは不適切。

所定の期間内に国内以降手続を行わなければ、出願を取り下げたものと同一の効果をもって消滅するので (PCT24 条)、その後各指定国で審査が開始されることはありません。よって、ウは不適切。

【解答 ア】 合格教本 5-3 参照

問 20

意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有します (意 23 条)。よって、たとえ模様 A を有していたとしても、非類似物品であるテーブル用マットにまで意匠権の効力は及びません。また、模様 A を有したテーブルが漫画に登場しているのみでは、その意匠にかかる物品が実施されているわけではないので (意 2 条 3 項)、こちらも意匠権の効力は及びません。よって、ア及びウは不適切。

一方、テーブルと椅子の組合せ販売であっても、少なくともテーブルについては意匠権侵害が成立する可能性があります。よって、イが最も適切。

【解答 イ】 合格教本 3-8 参照

問 21

アのようなケースの場合、Y 社には先使用による通常実施権が発生するので (意 29 条)、類似範囲に属するとしても損害賠償請求をすることはできません。よって、アは適切。

意匠権の侵害に、素材が同一か否かは関係ありません。物品が類似し、形態も類似していれば、素材に関わらず意匠権侵害を構成します。よって、イは不適切。なお、意匠権の侵害か否かは、「X 社の願書に添付した図面に記載された意匠」と「Y 社が販売しているアタッシュケース」とが対比されて判断されるのであり、X 社が販売している手提げ鞆 A と対比して判断されるものでない点には注意が必要です。

輸出行為も実施に該当するので (意 2 条 3 項)、損害賠償請求をすることが可能です。

【解答 ア】 合格教本 3-8、1-16 参照

問 22

特許法の保護対象である「発明」とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。」とされています (特 2 条 1 項)。

アに記載の方法は、繰り返しの訓練等によって体得できる個人的なテクニックであって、技術的思想ではありません。よって、アは不適切。

コンピュータ言語は、人為的な取決めであって、自然法則を利用していません。よって、

イは不適切。

以前から天然の岩石に含まれていた化学物質であっても、人為的に抽出したことによって、天然では存在し得ない程に高純度な物質となっていれば、特許法の保護対象となり得ます。よって、ウは適切。

【解答 ウ】 合格教本 1-2 参照

問 23

商品パッケージであっても、ユニークなデザインの包装紙が使用されることによって、自他商品の識別機能を発揮することが考えられます。よって、アの考えは適切。

商品自体の立体的形状であっても、それが自他商品の識別標識となり得る程に特徴的なものであれば、商標登録を受けることは可能です。よって、イの考えは不適切。

直接商品に付するのではなくとも、その広告に使用することによって、独自のキャラクターのマスコット人形がその商品の識別標識としての機能する可能性があります。よって、ウの考えは適切。

【解答 イ】 合格教本 4-1 参照

問 24

ア及びイは、問題文記載の通りで適切。

「著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。」と規定されています（著 59 条）。よって、ウは不適切。

【解答 ウ】 合格教本 6-8、6-18 参照

問 25

「同等の機能を有する」という事実のみから、Y社のプログラムの提供行為がX社の著作権を侵害する行為と断定することはできません。即ち、すぐに警告書を送付するのはナンセンスです。よって、アは不適切。

Y社のプログラムの提供が無料であっても、そのプログラムがX社のプログラムの無断コピーに該当するなら、何ら問題なく権利行使することが可能です。よって、イは適切。

ウのような場合、従業員のみならず法人も刑罰の対象となり（著 124 条）、従業員のみならず法人に対しても刑事告訴可能です。よって、ウは不適切。

【解答 イ】 合格教本 6-1、6-22 参照

問 26

技術的な特徴を有しており、その点が特許法による保護対象となったとしても、デザイン面から重ねて意匠登録を受けることは可能です。よって、アは不適切。

来シーズンのトレンドを意識したファッション性の高い靴であれば、デザイン的にも従来にない独創的なものであると考えられます。よって、意匠登録される可能性は十分にあります。また、このような靴を一社が独占しても、それによって市場が混乱するとはいえません。よって、イは不適切。

有名な映画で俳優が使用した時点で、その靴の意匠は、公然知られた意匠となっています（意 3 条 1 項 1 号）。よって、ウは適切。

【解答 ウ】 合格教本 3-1、3-2 参照

問 27

特許法をはじめ、実用新案法、意匠法、商標法において期間を計算する場合、期間の初日は算入されません（但しその期間が午前零時から始まるときは除く）。また、月単位及び年単位の期間は、「応答する日の前日」に満了するとされています（特 3 条）。

出願審査請求の期限は、「特許出願の日から 3 年」と年単位の期間なので、平成 26 年 10 月 21 日を基準として（初日は算入しないので 21 日が基準日となる）それに応答する日（平成 29 年 10 月 21 日）の前日である平成 29 年 10 月 20 日となります。よって、最終日が属するのは、平成 29 年 10 月となります。

【解答 平成 29 年 10 月】 合格教本 1-10 参照

問 28

「何人も、商標掲載公報の発行の日から二月以内に限り、特許庁長官に、商標登録が次の各号のいずれかに該当することを理由として登録異議の申立てをすることができる。」と規定されています（商 43 条の 2）。

【解答 2】 合格教本 4-4 参照

問 29

「商標登録が…第四条第一項…第十一号…の規定に違反してされたとき…は、その商標登録についての同項の審判（商標登録無効審判のこと）は、商標権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。」と規定されています（商 47 条）。

【解答 商標権の設定登録日】 合格教本参照ナシ

問 30

「継続して三年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが各指定商品又は指定役務についての登録商標（書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。以下この条において同じ。）の使用をしていないときは、何人も、その指定商品又は指定役務に係る商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。」と規定されています（商 50 条）。

【解答 社会通念上同一】 合格教本 4-7 参照